

公益財団法人長野県テクノ財団寄附金等取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人長野県テクノ財団（以下「本財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 本財団の事業並びに運営を円滑に進めることを目的とするもので、広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金をいう。
- (2) 特定寄附金 本財団が予め用途を特定して、広く一般社会に一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金をいう。
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、用途および運用方法を指定して、個人又は団体から受領する寄附金をいう。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第 3 条 本財団は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附者が用途を指定することができる。

3 前号によらない一般寄附金は、原則として公益目的事業会計に配賦するものとする。ただし、寄附金総額の 50%以内を法人会計に配賦することができる。

(特定寄附金の募集)

第 4 条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下、「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、寄附目的事業の全部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第 5 条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書証明書等の送付)

第 6 条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領証明書及び特定寄附金においては第 4 条第 1 項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。
2 前項の受領証明書には、寄附者氏名、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第 7 条 本財団は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本財団は、途特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上への公開により代えることができる。

(特別寄附金)

第 8 条 本財団は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 特別寄附金は、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、本財団が著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、本財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第 9 条 本財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 2 2 条第 5 項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 10 条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。